

諮問日：令和4年8月3日（諮問第263号）

答申日：令和8年5月20日（答申第205号）

件名：生徒の健康診断関係文書に係る不存決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和4年6月13日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「仙台南高等学校及び仙台西高等学校について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法及び学校保健安全法の規定に基づいて令和4年4月1日から令和4年5月31日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7第1項の規定に基づいて、仙台市の保健所に令和4年6月10日までに提出した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項各号に関する資料の表面」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第6条第1項の規定により、行政文書不存決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る行政文書が存在しない理由を次のとおり付して、令和4年6月27日付けで審査請求人に通知した。

生徒の健康診断結果については、結核疑いの所見があった場合を除き、慣例的に、精密検査等も含めた全体の結果を把握してから年度末に取りまとめて保健所へ報告しているため。
- 3 審査請求人は、令和4年7月3日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消した上で、開示決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

(1) 健康診断実施の義務について

結核とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第6条第3項第2号に掲げられた「二類感染症」である。

感染症法第53条の2第1項においては、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長等は、当該学校の生徒等であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない、とされている。

本件開示請求に係る宮城県仙台南高等学校及び宮城県仙台西高等学校（以下「本件開示請求に係る2校」という。）は、感染症法第53条の2第1項に規定する「学校」であり、各学校長は、対象者に健康診断を実施する措置義務がある。

(2) 健康診断の報告義務について

感染症法の健康診断を実施した場合、感染症法第53条の7第1項により、定期の健康診断の実施者（以下「健康診断実施者」という。）は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を、当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第27条の5第1項により、健康診断実施者は、感染症法第53条の2の規定によって行った定期の健康診断及び感染症法第53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、規定の事項を、1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、感染症法第53条の7第1項の規定に従い、通報

又は報告しなければならない。よって、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに、仙台市の保健所宛てに提出すべき文書である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 令和4年6月27日付け保体第134号「行政文書不存在決定通知書」中、「行政文書が存在しない理由」の欄に記載した内容(本文第2の2参照)は、本件開示請求に係る2校の事務取扱においてもそのように対応しており、事実に相違するものではない。
- 2 したがって、本件処分は妥当なものとした。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

- 2 本件対象文書について

本件審査請求にかかる行政文書は、本文第2の1に記載のとおり、感染症法第53条の2に基づき、本件開示請求に係る2校の教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7第1項の規定に基づいて、仙台市の保健所に令和4年6月10日までに提出した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項各号に関する資料の表面である。(以下「本件対象文書」という。)

- 3 本件対象文書の不存在について

実施機関からの弁明書で述べている説明によれば、結核疑いの所見があった場合を除き、慣例的に、精密検査等も含めた全体の結果を把握してから年度末にとりまとめて保健所へ報告しているとのことであり、報告の時期について確認したところ、宮城県仙台西高等学校では令和5年2月10日に、宮城県仙台南高等学校は同年3月16日に、それぞれ報告していた。よって、本件対象文書は存在しないという実施機関の説明に、特段不自然な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、実施機関において本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、妥当であると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4. 8. 3	○ 諮問を受けた。(諮問第263号)
令和8. 3. 25 (第470回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和8. 4. 14 (第471回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和8年5月20日現在）

氏名	区分	備考
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
菅 野 修	弁護士	
三 瓶 淳	弁護士	会長
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事	
堀 澤 明 生	東北大学大学院法学研究科准教授	